介護人材確保対策の強化に向けた緊急提言（案）

「超高齢社会非常事態宣言」を受けて、介護人材確保対策の強化に向け、介護の否定的なイメージを払拭するための国を挙げての取組、労働力人口の減少を踏まえた外国人人材等の活用促進、他産業との格差是正のための賃金水準の底上げなど、以下の事項を緊急に提言する。

１　多様な人材確保と人材育成

（１）介護への理解とイメージアップ

将来を担う子どもたちやその親、教育関係者をはじめとする国民全体を対象に、介護に関する正しい理解が進むよう、メディアの活用や全国的なイベントの実施などによるイメージアップを図るとともに、小・中・高等学校（特別支援学校も含む。）における授業に介護の時間や体験授業を組み入れるなど、文部科学省等とも連携して理解促進を図ること。

また、潜在的な介護有資格者呼び戻しも視野に入れて、全国的な広報の取組を行うこと。

さらに、若い世代からの介護職参入を促進するため、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士となった場合には、介護関連資格取得の際に科目免除をする等のインセンティブを検討すること。

（２）外国人・障害者及び元気高齢者の参入促進

今後、多様な介護人材を確保していくためにも、定住外国人の参入が必要であることから、日本語研修等の支援や受入れ事例の紹介等による理解促進を図ること。

また、外国人技能実習生などの受け入れに当たっては、中長期的な受入れも視野に入れ、受入れから育成・継続的な就労につながる一貫した制度を構築するとともに、外国人が資格を取得する際の言語面等での配慮を行うこと。

さらに、労働部局や関係団体との連携により、障害者や元気高齢者が介護現場へ参入しやすくなる取組を強化すること。

（３）資質の向上

認定介護福祉士を含む介護職全体の法的位置づけを明確にするとともに、専門性の高い人材配置に係る評価と介護報酬への反映の仕組みを構築すること。

また、全国どこでも受講が可能となるよう各都道府県における認定介護福祉士研修実施機関の設置を促進し、実施機関ごとに格差のない研修実現のための体制を整備すること。

（４）社会福祉法人等の運営基盤の整備

処遇改善や人材育成等を目的として、複数法人が連携等による体制強化を図ることが可能となるような制度を構築すること。

２　介護従事者の処遇改善

（１）賃金の改善

介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう、介護従事者全体の賃金の底上げを図るとともに、キャリアパスの仕組みを構築し、キャリアパ

スと賃金が連動する体制の整備を促進すること。
　また、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する取組を評価し、その結果を介護報酬に反映させる仕組みを構築すること。

（２）認証評価制度

　認証評価制度については、地域の自主性を尊重しつつ、一定の評価基準を提示すること。

３　労働環境の整備と業務負担軽減

（１）労働環境の整備

　職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成）等を広く効果的に活用するため、労働部局と都道府県との連携強化の促進を図ること。

（２）子育て支援環境の整備

　両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）等の助成を受けた場合でも、受給年度が異なるときは、地域医療介護総合確保基金による施設内保育施設運営支援事業を利用できるよう要件を緩和すること。
　また、仕事と育児・介護の両立支援に係る休業・休暇制度の充実や雇用主の理解促進等を図るための環境を整備すること。

（３）介護従事者の業務負担軽減

　地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用した介護ロボット等導入支援特別事業については、十分な財源を確保した上で継続して実施すること。
　また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット等導入支援事業については、補助上限や対象機器などの要件を緩和すること。
　併せて、研究機関や民間企業等による介護ロボット技術の向上や技術開発の更なる加速化を図り、導入効果が実証される場合の介護報酬による評価について検討を進めるとともに、効果的な介護ロボット導入事例の紹介等により導入が促進されるような方策を講じること。

（４）業務効率化

　介護現場において業務効率化が図られるよう、ＩＣＴ活用による情報共有等を促進するための補助事業を創設するとともに、導入促進が図られるよう事務の標準化等の体制を整備すること。

４　地域医療介護総合確保基金の財源確保と効果的な活用

　地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、個別事業の実施要件の緩和や区分間流用など、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保すること。
　また、効果的な活用事例を分析し、各都道府県においても取組が進むような情報を提供すること。